

令和3年度第1回防災懇談会 要点記録

- 1 開催日時
令和3年12月23日(水)17時～18時半
- 2 会場
練馬区本庁舎7階
- 3 出席者(敬称略)
防災懇談会委員9名(15名中)
区側出席者7名

要旨

次第の2-

「災害対策基本法の一部改正(令和3年5月施行)について」

(危機管理課長)

～資料1、2、3の説明～

(委員)

個別避難計画作成にあたって支援者を決める際、特定の個人を指定することになりますでしょうか。また、仕事などで、災害時にその現場にいない場合は誰が支援するのでしょうか。

(危機管理課長)

個別避難計画において支援者は、基本的に個人になります。

例えば、民生児童委員の方や家族、その他肩書に関わらず支援可能な方を指名するものです。

個々の状況に応じて、様々な場面を想定したうえで、具体的な支援体制を検討していく必要があると考えます。

(委員)

現在名簿は何冊あって、それを受け取った団体がいくつありますか。

また、避難行動要支援者名簿について、名簿に掲載すべき区民の人数は、全体の何%ぐらいでしょうか。また、それで十分とお考えか教えてください。

なお、実際に支援することになる地域の防災会などに対する依頼というのは何か出るのでしょうか。

(区民防災課長)

名簿を受け取った団体数は約850団体(冊数とイコール)です。

今の現在の名簿登録人数は約32,000人になります。

%は、母数を把握できていないためわかりません。

(防災計画課長)

現状での登録人数については、必ずしも十分であるとは考えていません。

そのため、今後も避難行動要支援者名簿につきましては、福祉部と危機管理室の窓口等で登録への周知を行ってきます。

(委員)

私のところでは、自分の団地の分(10数人の登録)を受け取りました。

練馬区では、自治会や防災会にも渡していますか。

受け取っている所が少ないと思いますがいかがですか。

(区民防災課長)

民生児童委員に530、避難拠点に98、消防・警察に6、地域包括支援センターに25、町会・自治会7団体、防災会は310団体あるうち180団体に渡しています。

個人情報等の関係で受け取らないという考えの団体もあれば、近くの避難拠点到に置いているため、受け取らないとされているところもあるかと思えます。

(委員)

安否確認するのは、避難拠点の委員とボランティアが行うこととなっていると思いますが、ボランティアは何人来るかわからないので、人員不足ではないでしょうか。

まずは、自治会・防災会が名簿をしっかりと受け取って、地域の人たちを守らないといけないと思えます。

(区民防災課長)

避難支援者をいかに増やしていくかは、我々も課題だと認識しています。

避難拠点を運営する方は、発災初動期に多くの避難者が想定される中で、安否確認もしなければならぬ。はたしてできるかという声もあります。

他方で民生児童委員についても、避難所で運営に関わる方がいたり、防災会に関わっている方もいます。地域の福祉関係の団体も含めてご協力を要請するなど、お願いしているところです。

(委員)

名簿登録されない方に対するアプローチとして、何かされていますでしょうか。

コロナにおけるワクチンの練馬区モデルのように、全国的に話題になるようなアイデアがあると取組が進むと思えます。

他の自治体ともアイデアを出し合って検討されるといいのかなと思えます。

(区民防災課長)

まずは登録をお願いしています。民生児童委員に、高齢者実態調査の関係で回っていただいたときに、名簿の関係をご紹介いただいている。

不特定多数の方から支援を受けることに対して躊躇される方もいますので、具体的な避難支援者

である介護事業者や地域の方を指名することができれば名簿登録につながることもあります。

区としては安否確認を確実にを行うために、名簿登録の勧奨を引き続き行っていきます。

我々としても引き続き研究していきたいと思えます。

個人情報、以前よりも一層センシティブな情報となっており、さらに難しい課題となっています。

この制度の有効性や共助の観点をお伝えしながら、これらを引き続き検討して進めていきたいと思えます。

(委員)

私は民生委員をやっていますが、去年から今年にかけて、孤独死が4つありました。

高齢者調査を出していない方が多いため、警察も有事の場合の連絡先がわからない。

65歳以上で一人暮らしの方は本当に多いです。

個人情報という壁があって、なかなか協力を得られないのが現状だと思います。

(委員)

名簿に登録された方の更新頻度を教えてください。

また、中野区では、一緒に住んでいない家族に対して、名簿への登録状況の家族分の控えをもらえるのですが、練馬区ではそういうことされていますでしょうか。

(危機管理課長)

更新の時期は5年ごとに行っています。

一緒に住んでいない家族への控えについては、登録内容を記載した控えが本人に残りますので、それを家族と共有していただくこととなります。

次第の2-

「令和3年度第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン(素案)について」

(危機管理課長)

～資料4、5、6、7の説明～

(委員)

建築物の耐震化等については、P54 これまでの取組の中で令和3年度までに特定緊急輸送道路の建築物の耐震化は96%まで進んだとのことですが、令和4・5年度は、100%まで達成できるということでしょうか。

(防災まちづくり課長)

特定緊急輸送道路の耐震化率96%について説明します。

特定緊急輸送道路は、目白通り、青梅街道、川越街道など、緊急時に必要となる路線となります。

その中で、倒壊した場合に道路の過半を塞いでしまう建物が全部で507棟、そのうち486棟

の耐震化が完了しています。 残るは21棟

内訳は、昭和56年の6月より後に建てられた新耐震基準で建てられた建物であるか、それより前に建てられていても工事により耐震改修が完了していて、耐震化できている建物が486棟あるということです。

こちらの年度別取組計画の記載は、表現を変えていて、101棟を分母としています。

これは、507棟のうち、旧耐震基準で建てられた建物を選別すると、それが全部で101棟となるということです。

そのうち、現在80棟まで耐震化の工事が終わっています。 残るは21棟

80件まで完了していることは、23区でもかなり進んでいる状況で、練馬区は耐震化率トップの状態です。

残る21棟は、建築基準法上の是正が難しい状況にある建物や合意形成が困難など様々な理由があり、耐震工事の実施が困難な物件が残っている状況です。

これに関しては、できれば年一件ずつなんとか耐震化をしていきたいと考えていますので、令和4・5年度までに100%になるかということ、それは難しいです。

全体では、96%まで耐震化ができている状態になっていますので、特定緊急輸送道路に関しては、一定の成果を上げていると判断しています。

今後は、一般緊急輸送道路の耐震化を重点的に推進していきます。

(委員)

非常に前向きに取り組んでいて、練馬区はかなり進んでいるということがわかりました。

そうであれば、「96%まで進みました」という表現だけではなくて、計画を読んだときに、残る耐震化の部分についてはかなり難易度が高いので、さらに耐震化率を高めるためには、住民の協力が不可欠であるということが読み取れるといいなと感じました。

行政に対して共感を得てもらえるような記載にできたらいいかなと思いました。

(防災まちづくり課長)

ありがとうございます。この96%の記載は、進捗についてわかりやすく説明するため、実は初めて記載しています。頂いた意見についても、参考にさせていただきます。

(委員)

木造住宅密集地の問題に関しては、賃貸住宅に対する耐震化が課題と思っています。

賃貸住宅において、借主が耐震化したいと思っても、所有者の同意が得られずに、対処ができないということがあると思います。

練馬区の場合、大家さんの確認がなくても借主は工事できるのでしょうか。

(防災まちづくり課長)

建物の耐震化は、所有されている方を対象に取り組んでいます。

耐震改修工事ということになりますと、壁を開け、筋交いなどを入れて補強したり、基礎が弱ければ補強するという方法があります。

賃貸物件で穴などを開けられない場合には、元々の構造は変えず、新たに壁などを作り補強する

ような方法もあります。部屋の中にシェルターを新たに作るようなイメージです。

今ご説明したような、壁に穴を開けなくていいような方法に対する、区の助成制度もあります。耐震改修工事には、基本的には大家さんの許可が必要になりますが、それ以外の方法も用意しているという状況です。

(委員)

その補助制度の金額というのは、具体的にどのような状況でしょうか。
また、件数の上限はありますか。

(防災まちづくり課長)

例えば、住宅の耐震改修工事ですと、手順としては、耐震診断 耐震設計 耐震改修工事となります。

それぞれ診断12万円、設計22万円、工事130万円が補助上限金額になります。

年度の申請件数の上限はありません。

戸建て住宅ですと、そこまで額が大きくなりませんので、基本的には対応できると考えています。特定緊急輸送道路の建物については、億単位の費用がかかることがありますので、それは工事できる目途がたったら予算をとる対応をします。

ある程度の目途が立たないと予算化できないので、補正予算での対応や次年度に実施するなどの調整が考えられます。

(委員)

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への訓練支援の項目の目標値が、令和4・5年度で4施設ずつ合計8施設ですが、要配慮者利用施設の該当施設は何施設ありますか。

(防災計画課長)

石神井川洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設は、30施設となっています。

そのうち、水害のリスクがより高い場所にある施設が8施設となっており、これを目標としています。

(委員)

今後、個別避難計画が検討されて、実施されていくことは非常にいいことだと思います。

多分これが名簿に関連することで、具体的なものが出てくるのかなと思っています。

昼と夜で対応する人が違うなど、人が変わるところが重要になってくるのかなと思っています。

これに関して、個別避難計画は、対応できるようになっているのでしょうか。

あとは、練馬区はどのぐらいの規模で達成できれば、良しとしてるのか認識を確認させてください。

(危機管理課長)

個別避難計画に関わる支援者については、ご本人の意思に沿った形で検討していくこととなります。

担当は福祉部管理課になりますが、現状の方向性としては、まず水害リスクの高い地域の方を対象に、個別避難計画を作成していく考えです。

その他は、どのような形で進めていくのか検討しているところであります。

4年度5年度で作成していくと目標を立てていますが、32,000人もいますので、4年度5年度ですべて達成することは困難です。

介護度が高い人など優先度が高い方々から作っていくこととなると思います。

(委員)

備蓄物資のところを確認ですが、この単位(人)というのは、どういう意味でしょうか。

(防災計画課長)

1人1食分という意味です。

(委員)

起震車VRは、学校に行って、生徒に体験してもらうこともやっているのですか。

また、避難拠点要員向けの出前防災講座はありますか。

(区民防災課長)

ご要望があるところには、出前防災講座・授業をやっています。

ただ、1人あたり結構時間がかかるため、限られた時間の中で実施できる人数に限られてきます。

そこは、その都度相談させていただいています。

出前防災講座に関しては、避難拠点や防災会も含めて、ご要望があれば実施しています。

(委員)

それは避難拠点要員だけの規模なのか、それとも拠点における地域の方も巻き込んだ規模なのか、どちらを想定されていますでしょうか。

(区民防災課長)

特に対象者の決まりはありません。

個別の要望をお伺いして、可能な限り実現できるようにしています。

(委員)

防災カレッジの件で、これは要望ですが、平日の昼間は仕事の関係で参加したくてもできない。

日曜日にまとめた講座の設定は難しいのでしょうか。

(区民防災課長)

講座の種類にもよりますが、例えば自助講座は、土日夜間を含めて組んでいる講座もあります。

今年度でいえば土曜日だけの講座もやらせていただきました。

今回、防災カレッジ事業の充実ということで、一部ですけれどもオンライン開催を検討しています。

個々にライフスタイルは違いますので、より多くの方々に受講させていただくよう工夫していきます。

(委員)

私は防災カレッジに毎回のように参加していて、すごく勉強させてもらっています。

短い時間の講習だと何回もいかなければならない。ですが、一日中の講座も組んでいただいていますし、色々なコースを組んでいただいているので、私は良いなと思います。

(委員)

今東京都は、動画配信もやっています。

自分の好きな時間で受講できるので、動画配信もぜひやっていただけるとありがたいです。

(区民防災課長)

講師の方の了解を得る必要がある点が動画の難しい所です。

いずれにしても研究途中です。来年で10年目を迎えますのでより多くの区民に愛されるコースにしていきたいと考えております。

(委員)

地域別防災マップの取組は、素晴らしいなと思います。

これは、区が作ったのか地域の方々を巻き込んで作ったのか、いかがでしょうか。

また、地区防災計画のスキームでやっているのでしょうか。

区の皆様は、大変苦労して作成したのではないかなと想像します。

地域を広げて作ると大変なので、なるべく小さい地域の単位で作ると負担が少なくていいのではと思いました。

(区民防災課長)

区と地域の方々と協働で作りました。

地区防災計画のスキームとは別にやっています。

水害が起きやすい地域を対象に令和元年度・2年度で2地域、今年度は関町北の4、5丁目地区で進めています。

協働のため、我々も時間とお金をかけて、地域の方のご負担もあって作成されています。

そのため、練馬区全域で作っていくと相当な時間がかかります。

水害の危険性が高い地域など、優先度をつけて実施していこうと考えています。

(委員)

労力がかかるものですからいつまでに作れるか課題ですよね。

例えば、それぞれの地域の代表が中心となって、こういった取組を試みる。

完成したら、区長に見てもらおうという方法の方が、行政もやりやすいのかなと感じました。

また、地域で作ったというような自信も生まれると思います。

(委員)

これはどのような順番でやっていきますか。

(区民防災課長)

対象地域14箇所のうち、11箇所を進めていきたいと思います。

年に3地区ずつ作成していきたいと考えています。

(委員)

私たちの地域で地域別防災マップを作成しました。

これだけのマップができたというのは、区の方が苦労されたのかなと思います。

(委員)

マップ作成の取組を通じて、地域の顔の見える関係、協力体制が作られたりするのかなと。

これが良い見本になるかと思しますので、ぜひ進めていただきたいです。

(委員)

先日開催された防災企画展について、感想を伺いたいです。

(区民防災課長)

昨年度と今年度の大きな違いとしては2日間開催した点で、今年は、概ね800人ぐらい、2日間で来場していただきました。

今後の大きな課題の一つとしてはトイレ対策があると考えています。

区民意識意向調査の結果で、食料や飲料水は6割7割ぐらい備蓄されている一方で、簡易トイレを備蓄されている方が、3割程度しかいません。

中高層マンションの方など、トイレ対策は非常に重要と考えます。

戸建ての方とマンションにお住まいの方は事情が全然違います。

例えば中高層マンションの方だと、断水していない、ただ、停電したってということだと、高架水槽の水をポンプアップしている場合ですが、使い切ってしまうと、トイレは使えないということになります。

一日に何回分のトイレが必要になるかということ、1日5回ですが、5回も備蓄してないというお話があったり、5回では足りないという話もありました。いろいろお話してトイレに関心を持っていただいた方が多かったのかなと、今回防災企画展の一番の収穫はそこだと思いました。

備蓄トイレはいくつか種類があります。

例えば、便座に引っ掛けて、凝固剤かけないタイプ。

避難拠点に置いてあるものは、2重袋になっていて、一つ目の袋は何回も使いまわして、中袋の方だけトイレの度に換えていくタイプです。

(委員)

もし地震があったときに、水が止まったり電気が止まったりしたとき、マンションの住民の意識としては、あまり気にされていないと感じている。

被害が出てくるのは 1 階部分です。

地震があったときに、配管がどう繋がっているのか。水を流しても大丈夫かどうか確認しないと
いけない。

専門家でもないのだからわからないんですが、そこが課題かと思いますが、どうしたらいいかわかり
ません。

(委員)

発災後、壁の中で配管が壊れていた場合、水を流してしまうと汚水が壁に漏れてしまい、修理も
難しいと聞きました。

マンション内の取組で、発災後は、トイレを流さないように周知しました。

また、ボールのようなものを上の配管から転がして下に出てくるかの確認をしたことがあります。
ただ、発災時最上階の住人がいるかどうかわかりませんし、色々と課題がでてきてどうすればい
いかわからなくなりました。

防災訓練をやっても全員が参加してくれるわけではないので、認識を浸透させることが難しいな
と思っています。

(区民防災課長)

一人ひとりが防災意識を高めていくことは有効です。

中高層マンション向けの講習会もやっています。

講習会に参加し、まずは第一歩として備蓄を始めてみることも大切です。

区民防災課としても、練馬区内の中高層マンションの住民は約 4 割いらっしゃいますので、非
常にパイが大きい部分です。力を入れて取り組んでいきます。

(委員)

私のマンションでも上からピンポン玉を流す実験をしました。

敷地内に建物が 3 棟あって配管のどことどこがつながっているかを地図を見ながら確認したこ
とがあります。

あと、マンホールが開きませんでしたので、開ける機械を買いました。

あとは配管が破損していることは、考えても始まらないので諦めることにしています

少なくともピンポン玉が流れたら大丈夫だとして使うしかないと考えています。

災害時使ってはいけないことは理事会で決めることですので、理事会がしっかりしないとといけま
せんね。ルール作っても 100%守られるとは限りません。9 割できれば良しとするしかない。

それとトイレが使えない期間を何日にするかで全然変わってきます。

それをまず決めないと、始まらない。直下型地震であれば 1 週間は電気がこない、水は 1 ヶ月
という話もあるので、地域で話し合っ腹をくくって、決めるということが大切かと思っています。

一か月トイレが使えないと、凝固剤をやると山のようになってしまいますので、水分と固形物を
分けることにしています。

(区民防災課長)

国交省のガイドラインなどに色々と書いてあったりします。

ピンポン玉の話もありましたけれども、配管もいくつかのルートがあり、専門家でないと分からないこともあります。

1人当たり1日5回分、それを4人家族だったら1日だけで20回分。

それを1週間とすると140回分になってしまう。

そういった想像をすることで、トイレの課題は、難しいと考えていただく。

1人でもそう思っていただけのように取組を進めていきます。

次第の3

「今後の予定について」

(危機管理課長)

みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランについては、お寄せいただいたご意見を踏まえ検討し、令和4年3月に策定する予定です。

本日、発言できなかったご意見についても、後日お寄せいただければと思います。今回議論した防災分野以外のご意見でもお寄せいただけて結構です。1月7日(金)までに事務局まで提出いただければと思います。

第2回の開催については、3月を予定しています。

事務局としては、風水害対策を議題にして、意見交換ができればと考えておりますが、議題として実施したい内容がありましたら、ご意見伺えればと思います。

令和4年1月7日(金)までに事務局までご連絡ください。

開催日、議題については、座長・副座長と相談させていただき、決めてまいります。

今年度、皆様の委員任期2年が終了する年度になります。2月に、次期委員の募集を行います。再度応募することも可能ですので、どうぞよろしく申し上げます。